

第2回桐生市下水道使用料審議会 議事録

- 1 日時 平成28年6月23日（木曜日） 午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場所 桐生市市民文化会館 第1会議研修室
- 3 出席者
 - (1) 委員 14名中13名出席
 - (2) 事務局 水道局長・下水道課長・境野水処理センター所長・下水道課業務係長・下水道課工務係長・下水道課維持係長・下水道課業務係

4 審議会

(1) 質疑応答

会長： それでは、審議に入らせていただきます。時間は概ね1時間半から2時間ほどを予定しております。前回におきまして、事務局側から諮問内容の説明がございましたが、説明を受けまして、皆様方の考えやら、わからなかったこと等、質問やご意見等、ご発言をお願いします。回答につきましては、事務局にてお願いいたします。それでは、発言のある方、挙手をお願いいたします。

委員： 前回の資料を見ると、新里地区との料金の一元化が図られていないということですが、こういった経緯で、未だに一元化できていないのか伺いたいのが1つ。

それから、平成32年の公営企業化に沿って進んでいるということですが、これについては上水道も同様であると思われるので現状の上水道の収支状況も知りたい。

三点目として、三段階経て使用料金を上げた後はどういう収支状況になるのか、今手元にある資料に現状のまま上がった場合の収支状況は出ておりますが、現状のままならばこうなりますが、3年後は環境の変化でこうなります、というものを教えていただきたい。

事務局： まず、一点目の新里地区の一元化が今までされていないということですが、平成17年合併時の申し合わせ事項といたしまして、合併後段階的に調整するようになっておりましたが、今までに使用料金を上げる案も出しましたが、うまく行かず、現状に至った次第でございます。

二点目の平成32年の企業会計の収支状況ということですが、この資料が現時点での足りない分、約6億円の相当額、これを解消するための案となっております。委員さんもおっしゃられたとおり、高齢化や毎年人口も減っておりますので、有収水量というものが毎年減っております。

確かに現時点ですので平成 32 年の企業会計時には幾分か足りないということになっております。

3年後のシミュレーションにつきまして、平成 32 年の企業会計時には、使用料金が現状より 5 億 7 千 6 百万円ほど増加になりますが、現時点でのプラスマイナス 0 という計算になりますので、マイナスになるということも考えられます。私どもも、今回の案で継続していけるのかということもありますが、庁内で 4 年毎に使用料金の改定というものが妥当かどうかということ審議するシステム作りをしましたので、その時点で審議会を再度開催させていただき、審議していただくこととなっております。

委員 : 平成 32 年の公営企業化は上水道も共に公営企業化すると考えてよろしいですか。それに付随して、下水道だけでなく、上水道事業の収支状況を教えていただきたい。

事務局 : 上水道事業につきましては、既に公営企業となっておりますので、平成 32 年の 4 月は下水道事業ということで、会計は別々でございます。現在の上水道の収支と申しますと、概ね年間 21 億円ほどの収入がありまして、歳出は 19 億ほどになります。よって、年間 3 億円ほどの利益を生んでいます。キャッシュフローベースで言いますと、水道事業は概ね、手持ちの現金が 60 億円ほどございます。平成 32 年 4 月に下水道事業が公営企業化しますが、現在資産調査中となっております。実際にどのような資産状況になるかは今の段階では不明になります。ただ、先ほど課長が申しましたように、現在、下水道事業にかかっている費用のうち、公共下水道分の不足額である 6 億 8 千万円を一般会計から繰り入れてまかなっている状況です。公営企業化になりますと、公共下水道の 6 億 8 千万円は繰出基準外の繰入金ということになりますので、受益者負担の原則に基づく公営企業法が適用となりますと、一般会計からの繰り出しは難しくなります。そのため、最終的にその 6 億 8 千万円の繰り出し分については、下水道使用料金でまかなうこととなりますので、今回の料金改定の三段階目である 1 立方メートル当り 151 円を制定させてもらい、平成 32 年 4 月に公営企業がスタートする際、6 億 8 千万円の一般会計からの繰り出しが無くても事業ができるようにということで、設定した体系になります。

委員 : 3年後の下水道使用料金は 1 立方メートル当り 151 円ですか。資料には 1 立方メートル当り 150 円とありますが。

事務局 : 1 立方メートル当り 150 円です。

委員 : 審議会資料にあります、収支についてですが、支出収入がそれぞれ書いてあり、支出のなかで、維持管理費と、元金と利子に分かれている資本費がありますが、維持管理するのに汚水の処理にかかる費用に対し、

メーターを測定した部分からどのように区分されているのか。受益者負担ということであると、下水道料金の基本料をどのように設定して、処理量に対する賦課金がどのようになっているのかということがわかりかねるので、どういう収入体系と費用体系で計算をして設定しているのか、一点目としてお伺いしたい。

二点目は、本審議会が開かれることが、先日桐生タイムスにて公開されましたが、自分も普段の生活のなかで、自分が委員であることは別にして話を聞いていますが、市当局もしくは桐生タイムスさんの方にも何か意見が寄せられているのならば教えていただきたい。

三点目は、前回に4回の審議会を行いますと聞きましたが、非常に大きな今回の案件につきまして、その内1回は資料を配って読み上げで終わってしまっているのが実質3回になってしまいますが、今後どのような形で審議会を継続していくのか。当局側の審議会において議論しなくてはいけないことがあり、委員の皆さんもそれぞれ意見をお持ちだと思いますので、この審議会の進め方について、事務局としての腹案を示していただかないと偏った議論になる可能性があるのでは、お示しいただきたい。

事務局： 一点目の汚水の区分ですが、下水道は基本的に汚水私費の原則がありまして、汚水は下水道を使用されている方でまかない、雨水については自然現象に起因するものですから公費でまかなうという大原則があります。汚水につきましては、たとえば境野污水处理場の維持管理費や管渠の維持管理費といったものが、汚水処理にかかわる経費となっております。また、基本料の設定についてですが、基本料金は汚水を流しても流さなくても必ずかかるお金になります。たとえば、電気料の基本料金、私たちの人件費の基本給といった、排水量の増減に関係なく必ず発生する固定的利益を基準として算出しております。現在、桐生地区は750円、新里地区は1,000円となっておりますが、試算しますと大体1,000円ほどとなります。

次に、どのように今後の審議会を続けていくのかということですが、当局の意見としては、4回を指定しているわけではないので、議論が尽きるまで審議を進めていきたいと思っております。

事務局： 私のほうから補足の説明ですが、審議会については4回に限ったものではありません。また、審議会の進め方については、あくまで当局の案は諮問という形で、お諮りさせていただきました。ですので、この諮問案に対して委員の皆様が感じたことの議論を尽くされた後、この委員会としての意見をまとめていただくこととなりますので、当局に腹案というものはございません。今回当局としてよいのではないかと案は諮問として示させていただきましたので、その諮問案に対して議論してい

ただいて市長の方に答申というかたちになります。当局で審議会4回と当座として設定いたしました。委員の皆様がまだ議論を深めたいということであればこの回数にこだわることなく、進めていただければと考えております。以上です。

委員： 一点目の質問についてもう一度ご確認させていただきたいのですが、収入に対して支出があるとありましたが、ベースでかかる基本料金と従量でかかる使用料金があるというのはわかりましたが、この資料からはそれをどう審議したらいいのかが、数字上わかりません。基本料金の1,000円、従量の120円150円という数字の根拠と内訳がこの資料からは読み取れないと思うのでこの部分を示してもらいたい。

また、当局と桐生タイムスに対して審議会、使用料金の改定について質問が来ていれば教えてもらいたい。

事務局： 先に、二点目の当局や桐生タイムスさんにどのような意見がということですが、当局のほうには下水道使用料について高い安い等の問い合わせはありません。また、桐生タイムスさんに審議会の開催についての記事が掲載された後も、それについての意見は来ておりません。桐生タイムスさんのほうに寄せられている意見につきましては、また別の話になりますが、あくまでこの場で委員の方が諮問案をどう感じたかを忌憚なく議論していただいて、その結果を答申していただければと考えております。

次に、収入と支出についてですが、ご指摘のとおり、お配りした諮問案は2ページしか収入と支出については記載がございませんし、この表だけで収入部分がどうなっているかの判断は難しいかと思っておりますので、もう少し詳しい資料を次回までに委員の質問に沿ったものを揃えてきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

会長： 私からも、こちらのように5年分は無くてもいいのですが、1期2期くらいの資料があれば、皆さんも知りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

他に何かありますか。

委員： 下水道使用料改定の背景という書類のなかで、平成16年に国から下水道使用料の低い団体と指摘を受けているわけですが、新里との合併が10年前でございますので、新里の料金設定の段階で何故桐生の方もそこで国から指摘を受けている問題に対して、ご検討いただけなかったのかというのがまず一点。

次に審議会の開催が桐生タイムスさんの記事を見ましたが、8月の4回までの議事をまとめて答申となりますと、4回目は答申案を検討し、そこでまとめて市長に答申ということでございますので、市の方のスケジュールとしては9月議会に提案をして、来年からというスケジュール

ではないかと思われるわけですが、今の話を聞きますと、何回でもある程度の審議を尽くしてということなので、その点はいかがなものかということでございます。

事務局： 新里地区と共に何故検討しなかったのか。また重複する部分があるかと思いますが、平成17年の新里と桐生の合併のすり合わせにおきまして、段階的に調整するとなっていたのですが、諸事情がございまして、検討しようという案も庁内で出しましたが、それ以上進まなかったのが現状でして、新里地区につきましては合併前のみどり市の笠懸や大間々町で決めた金額、みどり市と同じ金額となっております。桐生は34年からやっております、最終で平成9年の下水道使用料改定で既に18年経っております。18年間をここで一気に上げようというのも、かなり無理があると思います。これは言い換えれば、桐生地区の料金が他の地区より非常に安かったということになりますので、その点はご了解いただければと思います。

四回目で答申案で9月議会とありましたが、これはまだ決まっておられませんので、答申がいつ終わるか、それによって議会にかける時期も12月になるか来年度になるかもずれますので、それは審議会のご意向によって決めさせていただきたいと思います。以上です。

会長： 何かございますか。

委員： 先ほどの答弁で、現状のマイナスを補填するため値上げするということで、その後のことについてはそのときに考えましようにとりましたが、よろしいでしょうか。

一方、資料にある当事者というのは、これから節水あるいは住民の数が減って、入る方が少なくなっていくということになりますと、今度は出るのを抑えなければいけないということで、提案ですが、一度この境野水処理センターの見学を、個人的にはしたいと思っております。あるいは、この審議会をそちらの方で開催したいと思っております。49年経ち老朽化している施設というのは、今の技術というのはだいぶ違うということもあると思うので、境野水処理センターの見学を提案いたします。

事務局： お答えさせていただきます。境野水処理センターも非常に厳しい運営をしておりますので、昨年度、根本的な汚泥処理施設を、今までの熱処理方式、これは重油とかディーゼルをかなり消費しますが、その分最終的な汚泥の発生量がかなり少ないという利点のある方式ですが、これを平成26年度27年度に薬注脱水方式というのに変えまして、これは汚泥を熱処理しないで、薬注によって脱水処理しようという方法です。これによって、今年度は年間約5千万円ほど削減される予定となっております。

その他に、境野水処理センターの中には、下水処理施設とし尿処理施設というのがございます。この施設は、以前は直営班で24時間管理していましたが、これも委託方式にしまして、50人以上いた職員が、現在11人となっております。このような合理化を行っておりますので、まだ詰められるとは思いますが、今後も経費節減を行っていこうと考えています。

また、施設見学をしたいということでございますが、みなさんのご意向でよろしければ、日時等を設定させていただこうと思います。以上です。

委員： 一般使用者として参加させていただいています。

やはり一般的に使っている市民が、納得するようにしなければいけないと思います。それには、この審議会で決定する事はとても重要なことだと思っております。先ほど他の委員さんの意見にもありましたように、まずこの審議会のみなさんが納得して、これでいいという事を出さないと、その先には行けないと思います。それには、なぜこのように三段階と段階的に上げていくのかという根拠や理由を、一般の方に説明できるよう自分たちが理解をしなければならぬと思っております。この2回3回の中で、どこまで理解できるかというのは勉強していかなければならないとは思っています。

また、値上げするのであれば、一般的に考えると、市民の方に節水を呼びかけた方が。金額的には反対になりますが、値上げをしないように、市民に負担がかからないような節水方法のような提案も同時にしないと、ただ不安が上がるだけでは納得ができません。桐生タイムスに出ても、声はこちらには届いてませんが、この案で実際に上がっていくと、また今年もまた今年も、ということになると思っていますので、納得できるような何かが見えるものがあると、説明がしやすいと思います。また、それにかかわる市民ができる節水方法も、取り組みの中で一緒に考えてもらえるといいと思います。

それから、委員の方からもありましたが、下水道はこれだけ使用料金が上がりますが、上水道の値上げは無いと考えてよろしいのか教えていただきたいと思っております。

事務局： それでは、よろしいですか。

会長： その前に少し疑問なのですが、平成32年に公営企業化する時に、下水道と上水道は一つになるのでしょうか。

事務局： はい、先ほど委員さんからもご質問ありましたとおり、上水道の企業会計と下水道の企業会計は、全く別となります。下水道の使用水量は、上水道の使用水量を一つの根拠とし、その水量に応じて、現在の基本料や従量料金が決められています。上水道の使用水量をベースとして、下

水道の使用料金が決まってくるので、そのため現在は同じ検針票や領収証で上水道も下水道も一緒に出ています。ただ、会計は別です。

会長：では、先ほどの委員の質問のように下水道の会計を上水道の方から当てられるものは、無いということですね。

事務局：はい。会計は別ですので、それはございません。

また、三段階の根拠ですが、使用料金の値上げに関しては、これからこういうことをするのでこういう費用がかかってくるので、その分を上げさせていただくというのが一般的ですが、今回の下水道の料金値上げについては、すでに収入に対する支出分が、とても収入ではやっていけないという部分であります。つまり、その不足分をどのように補っていくかということが、今回の下水道使用料金の改定の理由でございます。そして、それを三段階にというのは、要するに一般会計から繰り出している、本来は受益者負担の原則に基づいて使用料金でまかなわなければならない6億8千万円分を、平成32年の公営企業化までには一般会計からの繰り出しを無くして、下水道使用料金でまかなおうということなんです。それを、一気に上げると急激に上がってしまいますから、激変緩和ではありませんが、段階的に上げようということで、今回の三段階で上げようということなんです。そして、その三段階の中に、新里地区と旧桐生地区の格差がありますので、それをまずは解消しまして、同一料金に、それから最終的に150円に持っていこうということで三段階に、というのが今回の諮問案ということでございます。ですから、もうすでに費用はこれだけ掛かっているけれど、収入が費用に追いつかないという、その不足分を今回の下水道使用料金の改定でまかなおうということでございます。上手く説明できず申し訳ありませんが、そのような理由で、今回、諮問させていただきました。

委員：わかりました。まずは新里との一元化を先にやった後にということですね。やはり、そういう説明があると、市民の方にも伝えていけると思います。

事務局：先ほどの委員の質問についてですが、事務局で言ったように使用料金を一気に上げず20%くらいずつ徐々に上げていく激変緩和を入れようということで三段階になったということなんです。

先ほど委員がおっしゃられた上水道と下水道の会計を一緒にしてはという件については、上水道を使っても下水道を使っていない方もいますので、別会計にして下水道は下水道を使用している方だけで持ちましようということで、会計は一緒にはできないということなんです。

今現在、一般会計からの基準外繰入金約6億以上あることについては、下水道を全く利用できない黒保根地区の方も、間接的にはありませんが、税金を通して負担をしていただいているということになりますの

で、これは公平性の観点からも早急に是正しなければならないと考えています。

また、節水の件につきましては、現時点で節水の方法として上水道の方で節水機器などの良い機械も入ってるようですので、そのようなPRも参考にしていこうと思っています。

会長 : 私の方から一つ質問よろしいでしょうか。

資料の2ページの支出の方にいきますと、元金に比べて利子が結構大きい。一般企業なら、こんなに利息を払ったら借入金はしませんが、これはどういう仕組みなのか、次回でも良いですがお願いします。

事務局 : 今回の料金改定の件では、現状の施設を維持するための維持管理費についての料金改定となっています。資本費というのは、今後も使う下水処理場の長寿命化対策として100億以上掛かってきます。また、下水道も50年以上で老朽化となってきますと、これも更生していかなければなりません、そのお金が足りない状況となっています。上水道の場合は、だいぶ前から公営企業会計方式となっております、これで少しずつお金を貯めて、いま梅田の浄水場を建築する財源となっておりますが、下水道の場合には一般会計からお金をもらっている状況ですので、そういったことが一切できない状況となっております、これは料金改定をするしかないということで、皆さんにお諮りしている次第でございます。

また、参考として現在の起債ですけれども、建設費は下水道管布設は以前のようにどんだんはやっていないので、毎年起債の中には入っていますが、現状170億というような借金がございまして。以上です。

会長 : はい。次回の資料として、収支計算書や財産目録のようなものを出していただければと思います。そこには起債残高のようなものも出てくるでしょうから、そこで審議していただければと思います。他に何かございますか

委員 : この下水道使用料金の体系を見ると、確かに桐生は安いのは分かりますが、なぜ前から段階的に値上げをしなかったのか。なぜここへ来て、この三段階でこれだけ上げるといのは、疑問に思います。それなら、前から少しずつでも上げて市民の皆さんに理解を得て、それでも6億円足りないというならばそれなりに、と思うのですが、ここまで来て急に32年度に約70数%上げるといのは、少し。染色組合は大量に水を使うので、仕事が無い上にこれだけ使用料金が上がると、染色業をやめろという考えになってしまいます。なので、その辺をもう少し考えていただきたい。

また、一度テレビか何かで見ましたが、月島機械さんが、し尿の処理で電気を作るというようなものを観ましたが、境野水処理センターでもそういう研究はしていないのでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局： 先に、境野水処理センターの方で何か考えていないかということですが、東京など大都市ですと水量が多いのでそういったことが可能なのですけれど、桐生市では入ってくる水量が昼と夜で差があったり少なかったりということで、そういうことをすると逆に費用が掛かってしまうということで、今のところは考えていないという状況です。

事務局： 今までなぜ段階的に上げてこなかったのかということは、もっともなご意見だと思います。18年間上げなかったのは、私たち行政の怠慢だと、真摯に受け止めます。

しかし、桐生地区の場合ですと元々の使用料金が安いために、三段階目の使用料金改定で、一般家庭で約66%、大口使用者では90%以上の値上げになってしまいます。しかしながら、県内平均単価であります新里地区の場合は、一般家庭では19%増、大口使用者に至っては0.01%と、ほぼ同じとなっておりますので、その辺ご理解いただきたいのですが、それでも緩やかな改定をご希望されるのであれば、受益者負担の原則に反する基準外繰入金金の補填が今後も必要となってくるということになります。

しかしながら、市長の方からも、値上げによって地場産業を潰しては元も子もないとお話いただいております、何かしらの支援をできないかということで、これは産業経済部にも投げかけられています。今現在どうなるかということには分かりませんが、そういった話は市長の方からもおっしゃられています。以上です。

委員： 3ページにありますますが、桐生の下水道未整備地区というのは、どの程度あるのでしょうか。私も川内町に住んでおりますので、下水道は未整備です。そして、未整備の地区にいま下水道を作っていますが、どんどんと高齢化していますので、下水道を敷くときの料金が安いということではなく、皆さん困っている状態であるのを、ご近所から伺っています。それなので、未整備地区がどのくらいあって、そこに住んでいる方たちが整備費用のお金を払えるのか払えないのか、その辺をしっかりと検討していかなければならないと思っています。

そして、やはり大口使用者の方にとっては一番大変な問題だと思うのですが、先ほども事務局が謝りましたように、18年間見直さなかったというのは、やはり怠慢だと思っております。桐生市は何かにつけて長い間見直さないという部分が大いにありますので、できれば見直しの期間をもう少し短くしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局： 先ほどの未整備地区がどのくらい残っているかという件ですが、昨年度、事業認可区域を変更しました。事業認可区域というのは、下水道ができる区域を広げたということです。川内地区ですと、川内五丁目の郵

便局がある県営都市住宅団地のところまで下水道ができる区域に広げました。四丁目側ですと、みどり市との行政境まで。一丁目、二丁目につきましては、崇禅寺付近までを下水道ができる区域として広げさせていただきまして、その管を今後順次進めていきたいと考えています。ちなみに下水道普及率につきましては、平成 27 年度末で 80.1%の方が、下水道を利用できることになっております。

委員：市の方の基本的な計画といいますか、三段階で値上げが完了した後に、インフラ、あるいはインフラの更新、市の処理場の建て替えなどに回せるお金のシミュレーションというのはできているのでしょうか。

事務局：厳しいご指摘ですけれども、今現在は維持管理費のみの使用料金であり、今後の建設的な資本費については、シミュレーションで考えておりますと、平成 32 年度で 166.4 円の使用料金をいただかないと資本費に回せないことになっております。150 円ということで審議が進んでいますが、それでも有収水量で申しますと、これくらい頂かないと大変になってくるだろうというシミュレーションはしております。

委員：資料の 2 ページ目の予算について、平成 26 年度の「汚水」という部分に書いてある量は、今回我々の審議の対象となっている産業排水であったり、生活排水であったりということだと思えますが、雨水というのは本来、河川放流して側溝からそのまま河川に流すべきもので、なぜこれが桐生市の境野水処理センターで処理されているのか。同じように、「その他」というのは、前回の審議会で不明水ということで、汚水なのか雨水なのか分からないという量が多いですが、この不明水についても、雨水あるいは地下水というものが多いのであれば、わざわざ資本費、これも按分されていますが、境野水処理場というのは、先ほどから使用水量が非常に少ないと言っていますが、しかしもっと箱を小さくして作るべきものが 49 年間使われてきて、それをまた使い続けていくものに対し、大きな箱が雨水だとかその他という不明水を処理するのに十分足りるキャパシティを使い続けるというのは当然大きな維持管理費が掛かると思うのですけれど、按分されているとはいえ、これはやはり桐生市の市民の税金から出すということで、本当は下水道使用料審議会ということで少しずれてしまうと思うのかもしれませんが、こちらはなぜこのような状況が続いているのか質問をさせていただきたいというのが一点です。

それからもう一点、審議会資料の 1 ページ目の中段に、「下水道事業特別会計による」というところで、「本来、汚水処理に係る管理運営費（維持管理費）と資本費（地方償還金）の一部」と書いてあるのですが、一部、というのはどこからどこまででしょう。この二点を質問させていただきます。

事務局： 一点目の境野水処理センターについて、委員さんのおっしゃるとおり、境野水処理センターは能力的に、汚水のみでは9万2千トン処理できません。雨水も入れますと、雨水は一時処理のみですが、20万トン以上処理できる大きい施設です。これは、桐生市の下水道は合流式というものを採用しておりまして、合流式というのは汚水と雨水と一緒にできるもので、その当時はそれが主流だったものですから、そういう合流式での処理場を作りました。桐生水質浄化センターにつきましては、その後、分流式というのがメインになりましたので、汚水のみでやっております。そういったものですから、境野につきましては合流式で雨水も処理できるということになっております。

また、今現在の流入量は9万1千トン処理できるところに、3万トンくらいしか入ってきてないということもございますので、今後すべて処理場を直すということではなく、排水処理人口規模に見合ったダウンサイジングを、経費節減のためにも検討していかなければならないと考えています。

不明水ですが、不明水処理分として計上されておりますものは、地方公営企業法に基づく決算処理上で、繰入金の算出方法において約3割を見込むという形になっております。実際に30%の不明水が出ているということではございません。

委員： 決算上だけ、ということですか。

事務局： そのとおりです。

事務局： 先ほどの「下水道事業の一部」という件について、一般会計から繰入金を受け取るわけですが、その基準外のもの、ということで「一部」とさせていただいています。

委員： おっしゃるとおり、桐生の使用料金が安いということ、今まで桐生の市民は認識していなかったような気がしますし、またホームページの下水道料金の項目を見ても、非常に見にくい。それと、市民は上水道と一緒に払っていますので、合わせて払うといくらになるのか、その辺が非常に分かりにくい中で下水道料金を上げるということが、なかなか市民には分かりづらい状況にあるのかと思います。なので、その辺をまずは改善していただいて、分かりやすい情報を市民に開示していただくと大変ありがたいと思います。

他の町のホームページ等を見ると、非常に分かりやすいものもあります。最近、日経（日経新聞）に、財政再生団体の夕張市の記事が出ておりました。ここは日本でも有数の水道料金の高さということで少し調べてみましたが、20立方メートルですと、上水道と下水道含めて11,829円、2ヶ月ですと2万円以上になります。そういうことで、大体のイメージが湧くと思うのですが、その辺りが今分かりにくい状態で審議

会に任せられても、委員としてもなかなか説明ができない状況だと思っております。

また、委員さんが言われたように、産業が無くなってしまおうというのは懸念される状況でありますし、あるいは、地方創生において人口減少社会で人口を増やそう維持させようという中で、あまり極端なイメージ、毎年段階的に上げようというイメージですと、やはり桐生は魅力のない街なのかなと、思いかねないと思います。これは質問になってしまいますが、そういう意味ではこの諮問案を提示されたということは、庁内の経済産業部ですとか総合計画をしている総合計画部など、そういうところとの摺り合わせがあってできたものなのか伺いたいと思います。

事務局： この審議会にかける前、平成 27 年度に庁内の財政や企画など各方面の庁内委員会を組織しまして、その中でこの案を審議会に上げようということになりました。ですから、私どもも当初は 18 年間一切上げてなかったものですから、一気に上げるのはいかがなものかということで、緩い案を出しましたが、庁内委員会では、それでは下水道維持費用が存続できないのではないかと、今の採算ベースでやっていくべきだということで、今の案になりました。

事務局： 産業経済部は、あまり抵抗はないような感じでしたか。

事務局： 少し補足をさせていただきますと、庁内検討委員の中にも、当然、産業経済部も入っております、委員さんがおっしゃるとおり、そういう懸念の意見が出ました。そして、地場産業や産業育成という面をどのように下水道料金体系のなかに反映させられるのかという検討をしましたが、産業振興と下水道使用料金の体系は別に考えたほうが良いのでは、と。先ほども委員さんからありましたとおり、染色業の方については非常に死活問題であるということから、それは産業政策の一環として支援や助成を考えた方がいいのではないかと意見が大勢でございました。そして、いずれにしても毎年 16 億ぐらいの下水道に対する繰出があって、基準外の繰出、先ほどから私が 6 億 8 千円と言っておりましたが、正しくは 6 億 2 千円が基準外であるため、少なくともその区分だけは料金だけでまかなうようにしたら良いのではというのが庁内委員会の意見であったため、今回の諮問案にまとまったということです。庁内においても産業育成という部分には非常に議論があったところですので、ご懸念の件は重々承知しておりますので、また別の対応を考えることを予定しております。

委員： 今のお答えに派生した質問ですが、6 ページの A4 横型の資料に、他市の水道料金の一覧が出ていますが、藤岡市・富岡市・みどり市の頭に一般用と書いてあります。一般用と書いてあるということは、非一般用もある、あるいは何かのインセンティブを与えている自治体もあるので

はないかと想像したのですが、実際、公衆浴場については他市でインセンティブを与えているところもあると思いますけど、この一般用というのはどういう意味合いなのか、お答えください。

事務局： 公衆浴場ということになります。桐生市もそうですが、これとは別に料金がございますので、藤岡市や富岡市の欄は一般用ということで、公衆浴場は入っていません。

委員： ということは一般用と公衆浴場用に分かれているということですか。要するに、大口利用者側は安いのではないかと想像をしたのですが、そういうことではないのですか。

事務局： ないです。

委員： 先ほど伺った雨水とその他というのは分かりましたが、雨水は今後昔は合流式だったからということで、今後は運営を見直すということですが、雨水についても今後は一緒に処理し続けるのですか。税金を使い続けるのですか。それとも、合流式じゃなくて分流式にして、雨水は雨水でそのまま河川に流すように変えていくことはないのでしょうか。というのは、結局この「資本費の一部」というのは、ぜんぜん理解できていなくて、「一部」というのがどこの費用とどこの費用の何%かというのを、次回までに教えていただきたいと思います。これは、おそらく、下水道使用料金の算定根拠になっている数字なので、我々としたら見なくてはいけないのですが、先ほどの説明では理解できないので、こちらの方は後日、次回にでも数字をお願いします。また、雨水などといったものを、今後も市で処理し続けるのかということもありますが、まだ過去の170億円の資本費、起債が残っているものも、これも料金に乗せるというお話だったと思いますが、過去はそういうやり方が一般的であったのを、今後の下水道使用料金を議論するに当たって、過去のものから使う使用者に対してずっと料金を上げてし続けるのかというのが、非常に疑問になります。やはり、これから新しい形でするのであれば、過去にこういうのが一般的であったが今は一般的ではなくて、もっとコストをカットできるような小規模な効率のいい、そういうものに合わせた料金体系を市民、更新費用は市民税から出るとは思いますが、それを市民に対して課していくのが妥当であると思いますが、こちらのほうは是非ご一考いただければと思います。また、こちらは市としての見解を頂かないと、おそらく同じ意見がこの場でも出るでしょうし、審議会後に市民からも出るのではと思いますので、ここは強くこだわって質問したいと思います。

それから、緩い案とおっしゃっていましたが、たとえば我々の会社は染色業で、3年間で92%くらい上がり、一般の家庭でも相当な値上げになってくるかと思えますし、それはそれなりに配慮は産業経済部のほう

でもしていただけたり、いろいろな形でやっていただけるのは非常にありがたいのですが、しかし桐生市の事業者数やそれぞれ置かれた立場を踏まえていくと、果たしてそれが緩いと言えるのか、全く理解ができません。なので、いろいろ説明やお話をいただいておりますが、こちらの方は値上げとともにどのようになっていくのか、具体的なものが示されないと、ここに来ている我々同業者であったり大口使用者は話が聞けると思うのですが、他の事業体の方々はもっと関心があるのもあるので、こちらについては「緩い」というのは違うのではないかと思いますし、もう少しどういふ政策の配慮があるのか、水道局とは違う形かもしれないかもしれませんが、示していく必要があるのではないかなと。あるいは、方向性を示して頂いてここで話していく必要があるのではないかと。そのために我々が大口使用者として呼ばれたのかと思いますけど、いかがでしょうか。

事務局： 一点目の、雨水を進めていくのかという点ですが、合流式の欠点といいますと、雨が降りますと、一時処理ということで、BODですと砂だけ沈めて、100くらいで河川に放流することになってしまいます。全部を処理場に取り込みますと、処理場の能力以上になってしまいますので、処理場の水が河川に流れ汚濁の原因になってしまうのが、合流式の欠点でございますので、これは今後の更新に合わせて、分流式に、汚水は汚水、雨水は雨水ということでやっていかなければならない課題であると思っています。そのために、いま使っている管は雨水専用に使って、新たに污水管を敷くなど、そのような方法を今後検討していかなければならないということは認識しております。

170億円の起債についてですが、下水道というのは本当に長きにわたって使うものですから、世代間の公平を図るようという、これはある一定の過去を世代ごとで負担していただくために借金というものを少しずつしていきます。ですので、今の170億円というのは、今まで作った下水処理場や下水管を、長く世代にわたって公平に負担していくためにあるものでございますので、ご理解いただければと思います。

また、公営企業会計になるということで、公営企業ですと会社組織になりますので、マイナスは出せないことになります。しかしながら、あくまで下水道というのは公共の福祉のひとつでございますので、利潤を求めない会社ということでご理解いただければと思います。以上です。

事務局： 最後で、何らかの具体的な支援策を示されないと議論が先に進まないとのお話を頂きましたが、ここで私どもの水道局サイドでこういう支援をとということを具体的に提示することは立場上できませんし、まだそういった具体的な詰めも関係部局とは調整ができておりませんので、お示しすることはできませんが、方向性ということであれば、先ほども少し

他の委員さんからも質問があったとおり、何らかの支援をできるような方策を、関係部局と協議していきたいということです。確かに、大口で大量に水を使われている方にとっては非常に大きな負担になるということは、重々承知しております。しかし、今回の下水道使用料金の改定案のなかにいっさい盛り込まなかったかということ、従来は、逓増料金、前回の審議会の最後のほうで何人かの委員さんからご質問いただきましたとおり、使用水量が多くなるほど単価が上がっていくという逓増性の料金体系が下水道をはじめ水道料金もそうですが、そのようになっています。しかし、今回はそれを単一の従量料金にさせていただいたという部分では、そのような部分も考慮させていただいたと考えて、今回は単一で上げさせていただきました。以上です。

委員：2番目の部分はここで話すべきではないということ、それから電気やガスも本当は使ったほど安くなりますが、民間委託して民間の公営企業化するのであれば、やはりこれは日本全体の公共事業である下水道の料金体系がそういったものであるということは重々承知した上で、やはり事業者としては納得しづらい部分があります。ただ、2番目の質問については理解しました。

しかし、一番目の質問であります、170億円の公債に関して、やはり過去のを世代間でやっていくのは分かるのですが、今となっては明らかに170億円という金額が非常に大きな金額であって、その一部、資本費を我々として負担していかなければならない部分が、果たして妥当なのかどうか。平成32年という、こちらの審議会で決めたことが終わった矢先に、また次の値上げを10%以上しなくてはいけないということは、国鉄ではありませんが、債権債務を一部きれいにされていないということで、債務について、市で償還していくべきもの、税金を投入してでも償還していくべきものと、利用者に対して受益、益を受けていくような形で償還していくべきものと、一度しっかり分けていく必要があるのではないかと思います。こちらについては、やはりもう一度質問させていただきます。

事務局：受益者として負担していくべき費用とそうでない部分を明確に、ということですが、まさにそれをしようとしているのが公営企業化ということです。今、上水道の方は公営企業化になっていて、何らかの受益を水道から受けている方には、その負担金を負ってもらうということになっています。たとえば、170億円の借入金があったとしますと、それを平準化するということは、それを毎年支払っている元利償還分を一年の経費の中に参入して、料金として頂いた中でそれを収支計算すると。

また、今は公営企業化になっておらず、単式簿記でやっているのです

が、今度の企業化になりますと、当然、減価償却費という形で資産の減耗する部分を費用として見るので、その部分が内部留保という形で資金へ戻り、それを今度は建設費の方に充てられるということで、一時借り入れた分は、均等に後年度負担が行われます。そのため、その年の費用はその年の経費分で使われるというようなことが、毎年行われていくようになるというのが、公営企業化でございます。今は単年度分だけの、支出・収入だけのやり取りですから、そういう部分がありません。ですから、単純に170億円の借金がそのまま残ってしまう形になっております。ですから、公営企業化になるということは、より受益者負担の原則が徹底されるような企業会計の方式になるということにご理解していただければよろしいと思います。

委員 : 今日出せないことかとは思いますが、使用水量について、何%くらいの方がこの水量を使うというような割合が示されれば、いま言っている大口というのが何%くらいか、これだとざっくりですが20立方メートル、50立方メートル、100立方メートル、500立方メートル、1,000立方メートルくらいでどれくらいの割合の方が使っているかを、次回出していただければありがたいと思います。

事務局 : 手持ち資料はありますが、次回、資料をお示しさせていただければと思います。また、委員さんが言われました「一部」という起債についてのことですが、これも次回資料でご用意させていただければと思います。

いま委員さんが言われたことですが、0から30立方メートルまでが44.6%の約半分の方が30立方メートルまでの一般家庭です。30から50立方メートルの方が19%、51から100立方メートルまでが6.7%、101から500立方メートルまでが7%、501立方メートルからが20.7%、このうち私どもは5,000立方メートル以上が大口使用者と考えていますが、その方たちが6.5%という比率になっております。これは、次回、資料として示させていただきます。以上です。

会長 : 私から少しお聞きしたいのですが、先ほど委員さんがお話した、一般用と公衆浴場が分けてあるというのは、大口使用者だからということでしょうか。

事務局 : 福祉面からです。公衆衛生上の問題です。

会長 : わかりました。

委員 : これは質問ではありませんが、先ほど他の委員さんからも境野水処理センターの見学をしたいというようなお話がありましたが、現在の下水道事業の全体像がなかなか見えないということで、たとえば境野と広沢の下水処理場の規模ですとか、どのような使い方をされていて、今後どのような計画があるのか、それに関して、たとえば今後の人口を考えたときに、使用料金がどうなるのかというような、下水道事業の基礎

的なデータを資料でお示しいただければ非常に考えやすいと思いますので、それをお願いしたいと思います。

会長 : パンフレットなどはありますか。

事務局 : 一般向けの下水道の説明のパンフレットはございます。それと、今おっしゃったシミュレーションにつきましては、お示しできると思います。

会長 : 見学はした方がよろしいですか。

委員 : 個人的には興味がありますが、あとは皆様のご都合だと思います。また、やはり県など下水道事業全体の構成のような、県でどのような動きになっているのかなど、そういうこともお示しいただけると。

事務局 : 現在の動向ですが、国のほうからも、10年概成ということで、10年間ですべての国民が何らかの汚水処理方式をできるように、例えば浄化槽や、桐生の新里地区の農業集落排水や、今回の公共下水道のように、どれかしらの汚水処理方式をすべての国民ができるように10年間で整備するということがありました。今までは、公共下水道なら国土交通省、農集なら農林水産省、浄化槽なら環境省と、三省に分かれていましたが、考えが一つにまとまりまして、10年間ですべての国民が下水の恩恵を受けられるようにしようということになりました。桐生地区では、昔ほどではありませんが管をどんどんと布設している状況でございます。この公共下水道というのは、市街地の住居が密集している地区には大変効率がいいシステムですが、公共下水道は1メートル10万円かかり100メートルでは1千万ですから、家屋が連帯していない、一軒一軒離れているところでは、いつまでも元は取れません。そういうところに関しては、浄化槽などで考えるべきということでやっています、そのようなことも検討していかなければならないと考えています。以上です。

委員 : 先ほどまでの話ですと、当社も大口使用者ということで、質問させていただきます。

先ほど他の委員さんの方からもありましたとおり、汚水処理において、今回審議している下水道使用料金でまかなうのは、維持管理費と資本費という話が出ています。これはあくまで建設改良費は含まれていないということで承知はします。しかし、この中で、資料の2ページ下水道財政の現況について、汚水に関して維持管理費は、毎年、微増というかたちですが、民間企業でも私の会社もそうですが、燃料もしくは材料費の変動がありましたら、取引先様のほうからの依頼もありまして、常々コストの方も値下げまたは値上げと改定させていただいているということもあり、このような部分については、公営企業化というのは決まっている話であり料金の値上げという要素は大きいと思いますが、逆に社

会情勢の変化によっては、電力自由化が入るかどうかは別としまして、いろいろと料金体系の変更がありうるのかと。

また、これは要望ですが、今回は私も都合で休ませてもらいましたし、今回もいろいろと委員さんから要望や資料の提出といった依頼が事務方さんのほうに依頼があるのですが、きちりとした議事録という形ではなくても、ある程度要約のようなものを、次回は一カ月後で少し事務方さんは大変かと思いますが、委員の皆様方に、前回の議題と、次回の簡単な議案のようなものをいただければ、次の審議会も円滑に進むのではと思っています。

また、先ほども委員さんからお話がありました境野水処理センターも含めて、汚水処理するに当たり、いわゆるリサイクルの部分について、私の記憶で何年か前にクロレラを境野水処理センターが売り出したか、もしくは試験的なものであったのかはわかりませんが、そういった記憶がございます。排水処理もそうですが、いろいろと技術が発展したなかで、リサイクル技術などもある程度進んでいると思いますので、せつかく巨額の費用で境野水処理センターを改築されるということであれば、そういったことも含めていただければという要望です。以上です。

事務局： 確かに、コスト意識を持って下水処理場等の運営をしていかなければいけないということは重々承知しておりますので、今後、努力して参りたいと思います。

会長： 公営企業化の話につきましては、よく分かりました。
もうひとつは、先ほどの議事録の件ですが。

事務局： それでは、次回の審議会までにご送付するなり、対応したいと思いません。

会長： 次回の審議会でもよろしいですか。それとも、出来次第、送付がよろしいですか。

委員： 招集状を送付するのであれば一緒に。間に合わなければ次回でもよろしいかと思いません。

事務局： なるべく事前にご用意したいと思いません。

会長： では、次回の招集状と一緒に議事録も頂ければと思いません。他にありますか。

事務局： 委員さんからお話のあった見学の件はどういたしましょう。

会長： それでは、質問はここまでよろしいでしょうか。

次回は7月22日金曜日の1時30分、境野水処理センターの会議室に変えてということ。

事務局： 下水処理場ですが、新しいし尿処理施設がありまして、その中に会議室がございます。そこは昭和橋から道なりに堤防に沿って入っていきますと、左側のほうにあります。また外でご案内させていただきます。

会長 : では、45分ほど見学して、それから審議会ということをお願いしたい
と思います。8月の審議会ですが・・・

会長 : それでは、8月22日でよろしいですね。先ほどありましたとおり、
会議録のようなものは事前に配布されますので、もしご意見等があれば、
その段階で市の当局の方にあらかじめ言っていただければ、当日議題に
上げさせていただきますので。

では、8月22日1時30分で、どこかに場所を設定していただけます
か。

事務局 : 設定させていただきます。

会長 : では、これにて第2回下水道使用料審議会を閉会いたします。お帰り
には、気をつけてお帰りください。